

○京丹波町スポーツ賞表彰規程

平成18年3月2日

教育委員会告示第1号

改正 平成24年3月30日教育委員会告示第1号

平成30年8月16日教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、本町の体育・スポーツの振興を推進し、あわせて競技力の向上に資するため、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第20条の規定に基づき、体育・スポーツの振興に顕著な成果をあげた者若しくは団体の表彰について、基準及び方法を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 この規程による表彰は、功労賞、優秀賞、輝き賞、特別栄誉賞及びスポーツ奨励賞とする。

(功労賞の基準)

第3条 この規程による功労賞は、次の各号の一に該当するものについて、教育長が行う。

- (1) 概ね15年以上にわたって、優秀な選手の育成指導に努めその功績大なる者若しくは団体
- (2) 概ね15年以上にわたって、体育・スポーツの普及、振興及び発展において、顕著な功績をおさめた者若しくは団体
- (3) 概ね15年以上にわたって、競技審判・競技運営等の分野において役員として貢献し、功績のあった者若しくは団体
- (4) 体育・スポーツの振興に係わる学術研究等に功績のあった者若しくは団体

(優秀賞の基準)

第4条 この規程による優秀賞は、次の各号の一に該当するものについて、教育長が行う。

- (1) 当該年において、権威ある全国競技会、近畿競技会及び京都府競技会において、上位の成績をおさめた者若しくは団体
- (2) 当該年において、優れた技術並びに技量をもち、全国又は府内で優秀な成績をおさめた者若しくは団体

(輝き賞の基準)

第5条 この規程による輝き賞は、当該年において、近畿競技会及び京都府競技会において、上位の成績をおさめた高校生以下の者又は団体とする。ただし、優秀賞に該当するものを除く。

(特別栄誉賞の基準)

第6条 この規程による特別栄誉賞は、第3条又は第4条に該当するもののうち、その成績が特に顕著なものについて、教育長が行う。

(スポーツ奨励賞の基準)

第7条 この規程によるスポーツ奨励賞は、当該年度において、顕著なスポーツ活動又は活発な地域スポーツの振興を行い、他の団体や地域の模範となったものについて、教育長が行う。

(被表彰者)

第8条 京丹波町スポーツ賞の表彰対象者は、次に掲げる各号のいずれかを備えたものとする。

- (1) 京丹波町内に在住する者
- (2) 京丹波町内に所在する事業所若しくは、学校に勤務又は在学する者
- (3) 京丹波町内に事務所を有する団体若しくはこれに所属する者

(推薦手続き)

第9条 この規程による表彰の推薦については、推薦調書(様式1及び様式7)により当該年度の指定する日までに教育長に提出するものとする。

(審査及び決定)

第10条 前条の推薦調書が提出された場合は、京丹波町スポーツ賞選考委員会で審査し、決定する。

2 スポーツ賞選考委員会は、教育長が委嘱した若干名をもって構成する。

(表彰)

第11条 京丹波町スポーツ賞の表彰については、毎年3月に行う。ただし、教育長が必要と認めたときは随時行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、京丹波町スポーツ賞の表彰に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年3月2日から施行する。

2 この規程第3条から第6条について、過去において同一の基準により旧瑞穂町スポーツ賞功労賞の表彰を受けたものは除く。

附 則(平成24年教育委員会告示第1号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年教育委員会告示第3号)

この告示は、平成30年9月1日から施行し、平成30年1月1日から適用する。